

上越地域消防事務組合建設工事元請・下請関係適正化指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建設工事に係る元請負人と下請負人との適正な下請契約の締結及び施工体制の確立並びに建設工事に従事する労働者の雇用条件の改善を図るため、建設工事に係る下請契約において元請負人及び下請負人が遵守すべき事項及び上越地域消防事務組合管理者（以下「管理者」という。）が行う指導の基準について建設業法（昭和24年法律第100号。）その他関係法令で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 建設工事に係る下請契約において元請負人及び下請負人が遵守すべき事項及び管理者が行う指導の基準については、上越市建設工事元請・下請関係適正化指導要綱（昭和55年11月20日実施）の規定を準用する。

附 則

この要綱は、平成29年12月7日から実施する。